

イラストや写真で見る ハーネス型墜落制止用 器具の使い方

秋田労働局や県内各労働基準監督署に寄せられた「ハーネス型墜落制止用器具」に関する質問をまとめました。



これを見れば、ハーネス型墜落制止用器具の使い方が、すぐわかるぜ！

令和4年1月2日全面施行

目次

Q1：安全带と墜落制止用器具の新規格と旧規格の見分け方は？

「旧規格タイプの例」「新規格タイプの例」「旧規格、新規格の比較」

「ショックアブソーバのラベル表示例」

Q2：ショックアブソーバの「1種」と「2種」はどちらを使えばいいの？

Q3：今まで使用している安全带は使えないの？

Q4：高さ6.75m以上の場所ではフルハーネス墜落制止用器具を使用しないと違反？

Q5：フルハーネス型墜落制止用器具は胴ベルト無しタイプでも使用出来ますか？

Q6：胴ベルト型墜落制止用器具のランヤードにショックアブソーバは必須？

Q7-1：フルハーネス型を着用する人は、全員特別教育の受講が必要ですか？

Q7-2：「作業例をもとに、法令上の特別教育の受講義務の有無を図解します」

作業例№1：鉄骨工事（鉄骨梁上での作業）

作業例№2：木造家屋建築工事（建て方作業）

作業例№3：屋根工事（スレート屋根上での補修作業）

作業例№4：仮設工事（桝組み足場の組み立て作業）

作業例№5：建設現場の管理業務（足場の点検作業）

作業例№6：外壁工事（コーキング作業）

作業例№7：高所作業車（高所作業車バケット内の作業）

作業例№8：ロープ高所作業（護岸工事における石積作業）

墜落制止用器具特別教育 受講省略条件フローチャート



厚生労働省 秋田労働局

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	→	胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）	×	×
③	ハーネス型（一本つり）	→	ハーネス型（一本つり）

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。

※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来の呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要で

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格 (注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等で、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月25日に告示されました。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみとなり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラ一則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ①「安全帯」を労働者に使用させることを事業者が義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安全法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合には一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略できます。
- ② (★)の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰを省略できます。
- ③ ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者は、Ⅲを省略できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用されます。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降	
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月		
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)	
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)													
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用																	使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)	
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間																	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)	
安全帯の規格改正					★適用日①(2月1日)								★適用日②(8月1日)					
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売																	製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)	
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間																	製造・販売可能	
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)													

Q1：新規格と旧規格のハーネス型墜落制止用器具の見分け方 (旧規格タイプの例)

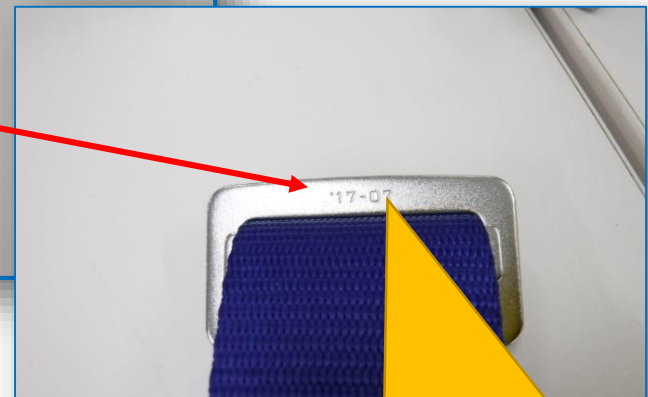
- ・製造年月が、西暦2019年（平成31年）2月以前の刻印が打刻されています
- ・写真は2017年7月を意味する「'17-07」と打刻されています。



- ・ショックアブソーバには、表示ラベル等の貼付無し。
- ・フックには「1本つり専用」と打刻あり。



- ・ラベルには「安全帯の規格」適合品と表示。
- ・製造年月：バックルに記載と表示。



- ・バックルには製造年月である「'17-07」と打刻あり。

Q1：新規格と旧規格のハーネス型墜落制止用器具の見分け方 (新規格タイプの例)

ラベルには、以下の内容が記載されています。

- **墜落制止用器具の規格** 適合品
- 種類：フルハーフ型
- 種別：第一種（4kN）
- 使用可能質量100kg以下
- 最大自由落下距離：2.3m
- 落下距離：4.4m
- 製造年月：フック又はバックルに表示



ラベルには、以下の内容が記載されています。

- **墜落制止用器具の規格** 適合品
- 種類：フルハーフ型
- 使用可能質量（体重+装備品）130kg以下
- 製造年月：バックルに記載



- 製造年月が、西暦2019年（平成31年）2月以降の刻印が打刻されています
- 写真は2019年2月製造を意味する「製19-02」と打刻されています。

◆ 新規格において、墜落制止用器具の種類や製造者名、ショックアブソーバの種別等の表示が義務化されております。



- バックルには製造年月である「19-02」と打刻あり。

Q1：新規格と旧規格のハーネス型墜落制止用器具の違い (旧規格と新規格の比較)

◆ 新規格タイプの墜落制止用器具は

- ① ラベルに、「**墜落制止用器具の規格**」適合品と記載されております。
- ② 併せてラベルには、墜落制止用器具の種類・製造者名・製造年月の記載が義務付けられております。
- ③ ショックアブソーバには、種別・自由落下距離・体重と装備品の合計値・落下距離の記載が義務付けられております。
- ④ 新規格の目安として、製造年月が**2019年（平成31年）2月以降**製造の物は新規格品になります。ただし、旧規格に基づく製造が令和元年7月31日まで認められているため、詳細は製造メーカーや販売店に確認が必要です。

◆ 旧規格タイプの安全帯は

- ① ラベルに「**安全帯の規格**」適合品と記載されております。
- ② ショックアブソーバには、ラベルや表示がありません。
- ③ 旧規格の目安として、製造年月が**2019年（平成31年）2月以前**製造の物は旧規格品になります。

表示ラベルを見ればわかるんだ



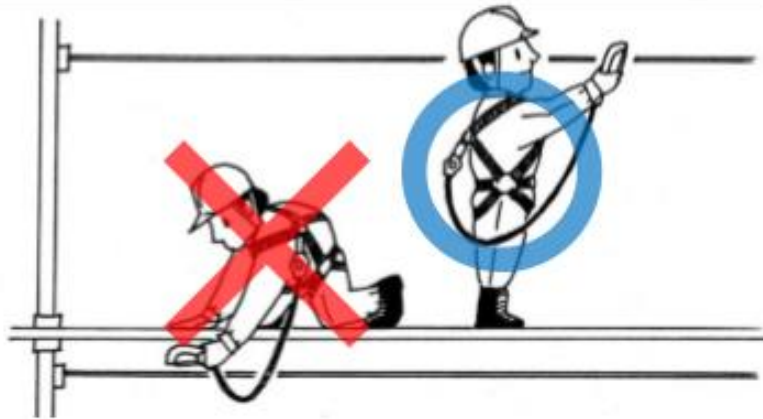
ハーネス型墜落制止用器具のラベル表示例 ショックアブソーバのラベル表示例

種類	種別	ランヤード	使用可能質量100kgの場合	使用可能質量130kgの場合
フルハーネス	第一種タイプ1ランヤード	伸縮式／ロープ式		
		常時巻取り式		
		ワンハンド巻取り式		
フルハーネス	第二種タイプ2ランヤード	伸縮式／ロープ式		

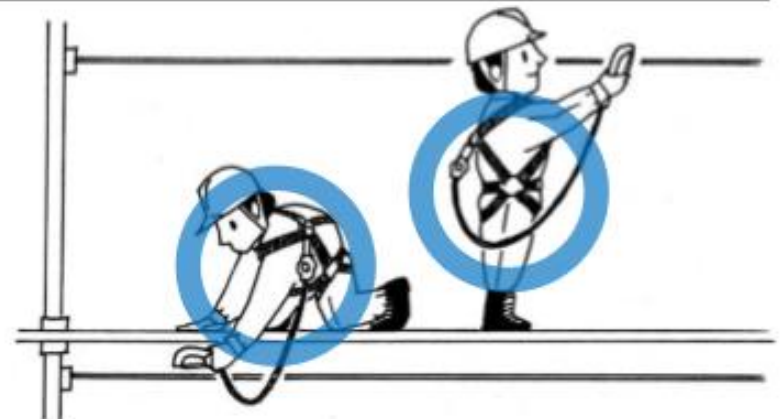
種類		種別	ランヤード	使用可能質量100kgの場合												
フルハーネス	第一種タイプ1ランヤード	伸縮式／ロープ式	伸縮式ランヤード長 1.1m													
			<table><tr><td>「墜落制止用器具の規格」に基づく表示</td><td>種別 フルハーネス型</td><td>規格 第一種(4kN)</td><td>使用可能質量 100kg</td></tr><tr><td>EX-J Made in Japan (133-012)</td><td>最大自由落下距離 1.8m</td><td>落下距離 3.4m</td><td>製造年月 継続能力バー内に表示</td></tr></table>			「墜落制止用器具の規格」に基づく表示	種別 フルハーネス型	規格 第一種(4kN)	使用可能質量 100kg	EX-J Made in Japan (133-012)	最大自由落下距離 1.8m	落下距離 3.4m	製造年月 継続能力バー内に表示			
			「墜落制止用器具の規格」に基づく表示	種別 フルハーネス型	規格 第一種(4kN)	使用可能質量 100kg										
EX-J Made in Japan (133-012)	最大自由落下距離 1.8m	落下距離 3.4m	製造年月 継続能力バー内に表示													
伸縮式ランヤード長 1.6m																
			<table><tr><td>「墜落制止用器具の規格」に基づく表示</td><td>種別 フルハーネス型</td><td>規格 第一種(4kN)</td><td>使用可能質量 100kg</td></tr><tr><td>EX-J Made in Japan</td><td>最大自由落下距離 2.2m</td><td>落下距離 4.2m</td><td>製造年月 継続能力バー内に表示</td></tr></table>			「墜落制止用器具の規格」に基づく表示	種別 フルハーネス型	規格 第一種(4kN)	使用可能質量 100kg	EX-J Made in Japan	最大自由落下距離 2.2m	落下距離 4.2m	製造年月 継続能力バー内に表示			
「墜落制止用器具の規格」に基づく表示	種別 フルハーネス型	規格 第一種(4kN)	使用可能質量 100kg													
EX-J Made in Japan	最大自由落下距離 2.2m	落下距離 4.2m	製造年月 継続能力バー内に表示													
			ロープ式ランヤード長 1.7m													
			<table><tr><td>「墜落制止用器具の規格」に基づく表示</td><td>種別 フルハーネス型</td><td>規格 第一種(4kN)</td><td>使用可能質量 100kg</td><td>【H-L-14型】 製造番号</td><td rowspan="2">【注 意】 必ず使用前に取扱説明書をお読み下さい。 作動部の検査と落下距離の調整を同時に実施する必要があります。 ケーブルを傷めないよう注意して下さい。</td></tr><tr><td>最大自由落下距離 2.3m</td><td>落下距離 4.2m</td><td>E</td><td></td><td></td></tr></table>			「墜落制止用器具の規格」に基づく表示	種別 フルハーネス型	規格 第一種(4kN)	使用可能質量 100kg	【H-L-14型】 製造番号	【注 意】 必ず使用前に取扱説明書をお読み下さい。 作動部の検査と落下距離の調整を同時に実施する必要があります。 ケーブルを傷めないよう注意して下さい。	最大自由落下距離 2.3m	落下距離 4.2m	E		
「墜落制止用器具の規格」に基づく表示	種別 フルハーネス型	規格 第一種(4kN)	使用可能質量 100kg	【H-L-14型】 製造番号	【注 意】 必ず使用前に取扱説明書をお読み下さい。 作動部の検査と落下距離の調整を同時に実施する必要があります。 ケーブルを傷めないよう注意して下さい。											
最大自由落下距離 2.3m	落下距離 4.2m	E														
			ワンハンド巻取り式	伸縮式ランヤード長 1.7m												
				<table><tr><td>「墜落制止用器具の規格」に基づく表示</td><td>種別 フルハーネス型</td><td>規格 第一種(4kN)</td><td>使用可能質量 100kg</td><td>【H-L-M型】 製造番号</td><td rowspan="2">【注 意】 必ず使用前に取扱説明書をお読み下さい。 作動部の検査と落下距離の調整を同時に実施する必要があります。 ケーブルを傷めないよう注意して下さい。</td></tr><tr><td>最大自由落下距離 2.3m</td><td>落下距離 3.5m~4.2m</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			「墜落制止用器具の規格」に基づく表示	種別 フルハーネス型	規格 第一種(4kN)	使用可能質量 100kg	【H-L-M型】 製造番号	【注 意】 必ず使用前に取扱説明書をお読み下さい。 作動部の検査と落下距離の調整を同時に実施する必要があります。 ケーブルを傷めないよう注意して下さい。	最大自由落下距離 2.3m	落下距離 3.5m~4.2m		
「墜落制止用器具の規格」に基づく表示	種別 フルハーネス型	規格 第一種(4kN)	使用可能質量 100kg	【H-L-M型】 製造番号	【注 意】 必ず使用前に取扱説明書をお読み下さい。 作動部の検査と落下距離の調整を同時に実施する必要があります。 ケーブルを傷めないよう注意して下さい。											
最大自由落下距離 2.3m	落下距離 3.5m~4.2m															
第二種タイプ2ランヤード			伸縮式／ロープ式	伸縮式ランヤード長 1.1m												
				<table><tr><td>「墜落制止用器具の規格」に基づく表示</td><td>種別 フルハーネス型</td><td>規格 第一種(4kN)</td><td>使用可能質量 100kg</td></tr><tr><td>EX-J Made in Japan</td><td>最大自由落下距離 1.8m</td><td>落下距離 3.4m</td><td>製造年月 継続能力バー内に表示</td></tr></table>			「墜落制止用器具の規格」に基づく表示	種別 フルハーネス型	規格 第一種(4kN)	使用可能質量 100kg	EX-J Made in Japan	最大自由落下距離 1.8m	落下距離 3.4m	製造年月 継続能力バー内に表示		
「墜落制止用器具の規格」に基づく表示	種別 フルハーネス型	規格 第一種(4kN)	使用可能質量 100kg													
EX-J Made in Japan	最大自由落下距離 1.8m	落下距離 3.4m	製造年月 継続能力バー内に表示													
			伸縮式ランヤード長 1.6m	伸縮式ランヤード長 1.6m												
				<table><tr><td>「墜落制止用器具の規格」に基づく表示</td><td>種別 フルハーネス型</td><td>規格 第一種(4kN)</td><td>使用可能質量 100kg</td></tr><tr><td>EX-J Made in Japan</td><td>最大自由落下距離 2.2m</td><td>落下距離 4.2m</td><td>製造年月 継続能力バー内に表示</td></tr></table>			「墜落制止用器具の規格」に基づく表示	種別 フルハーネス型	規格 第一種(4kN)	使用可能質量 100kg	EX-J Made in Japan	最大自由落下距離 2.2m	落下距離 4.2m	製造年月 継続能力バー内に表示		
「墜落制止用器具の規格」に基づく表示	種別 フルハーネス型	規格 第一種(4kN)	使用可能質量 100kg													
EX-J Made in Japan	最大自由落下距離 2.2m	落下距離 4.2m	製造年月 継続能力バー内に表示													
			ロープ式ランヤード長 1.7m	ロープ式ランヤード長 1.7m												
				<table><tr><td>「墜落制止用器具の規格」に基づく表示</td><td>種別 フルハーネス型</td><td>規格 第一種(4kN)</td><td>使用可能質量 100kg</td><td>【H-L-14型】 製造番号</td><td rowspan="2">【注 意】 必ず使用前に取扱説明書をお読み下さい。 作動部の検査と落下距離の調整を同時に実施する必要があります。 ケーブルを傷めないよう注意して下さい。</td></tr><tr><td>最大自由落下距離 2.3m</td><td>落下距離 4.2m</td><td>E</td><td></td><td></td></tr></table>			「墜落制止用器具の規格」に基づく表示	種別 フルハーネス型	規格 第一種(4kN)	使用可能質量 100kg	【H-L-14型】 製造番号	【注 意】 必ず使用前に取扱説明書をお読み下さい。 作動部の検査と落下距離の調整を同時に実施する必要があります。 ケーブルを傷めないよう注意して下さい。	最大自由落下距離 2.3m	落下距離 4.2m	E	
「墜落制止用器具の規格」に基づく表示	種別 フルハーネス型	規格 第一種(4kN)	使用可能質量 100kg	【H-L-14型】 製造番号	【注 意】 必ず使用前に取扱説明書をお読み下さい。 作動部の検査と落下距離の調整を同時に実施する必要があります。 ケーブルを傷めないよう注意して下さい。											
最大自由落下距離 2.3m	落下距離 4.2m	E														

Q2：ハーネス型墜落制止用器具のショックアブソーバに「1種」と「2種」があるけど、どっちを使えばいいの？

第一種ショックアブソーバを使用する場合



第二種ショックアブソーバを使用する場合



- ◆ ショックアブソーバには「1種」と「2種」があり、1種はフックの掛ける場所が腰より高い位置のみ使用できるタイプで、2種はフックの掛ける位置は足元でも腰高位置でも、使用できるタイプとなっております。
- ◆ 一見、2種のほうが、どのような状況でも使用できるため使いやすそうに見えますが、足元にフックを掛けて作業した場合、ランヤードが引きずられ損傷しやすくなることや、ショックアブソーバの大きさが2種は大きくなること、また、墜落時の落下距離を最小限にすることを考慮すると、1種タイプの使用を推奨します。
- ◆ 墜落制止用器具の販売店においても1種タイプの販売を推奨しており、1種を購入するケースがほとんどであるといわれております。

Q3：今まで使用している安全帯は使えないの？



胴ベルト型
墜落制止用器具

- ◆ 2022年（令和4年）1月1日までは、現在使用している「胴ベルト型墜落制止用器具（安全帯）」は猶予措置として、作業する高さに関係なく、使用できます。→終了
- ◆ 2022年（令和4年）1月1日の猶予期間を経過しても、高さ6.75m以下の場所では「胴ベルト型墜落制止用器具」は使用できます。（「安全帯」は使用不可）
- ◆ 2022年（令和4年）1月1日までは、猶予期間として、旧規格に基づく「胴ベルト型墜落制止用器具（安全帯）」を販売することが出来ます。→終了
- ◆ ガイドラインでは、一般的な建設現場内の高さ5mを超える場所での作業や、高さ2m以上の柱上作業等の場合はハーネス型墜落制止用器具を使用するよう示しております。

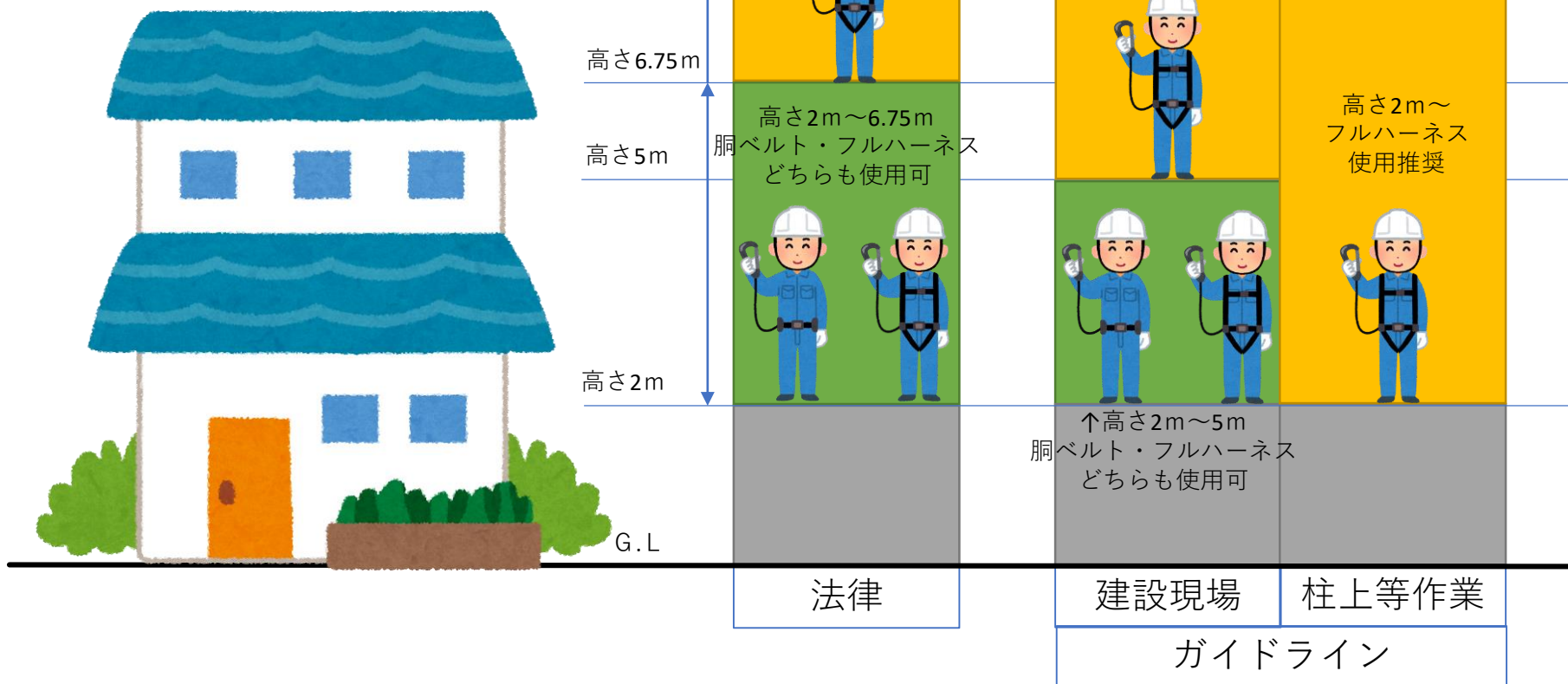


フルハーネス型
墜落制止用器具

※ なお、猶予期間（2022年（令和4年）1月1日）以降において、高さ6.75mを超える場所で作業する場合は、ハーネス型墜落制止用器具しか使用できません。

Q4：高さ6.75m以上の場所ではフルハーネス型墜落制止用器具を使用しないと違反なの？

- ◆ 作業床の設置が困難な場所での作業や、端部、開口部に囲い、手すり等の設置が困難な作業床での作業を行う場合で、高さ6.75mを超える場所ではフルハーネス型墜落制止用器具の使用が必須となります。
- ◆ なお、右図のように、法律で規制されている内容と、ガイドラインで示している内容が分かれておりますので、作業する場合の参考にして下さい。



Q5：フルハーネス型墜落制止用器具は胴ベルト無しタイプでも使用出来ますか？

- ◆ フルハーネス型墜落制止用器具には写真のように胴ベルト無しタイプと、胴ベルト付きタイプがあります。
- ◆ 「墜落制止用器具の規格」に基づいて製造された製品であれば、どちらでも使用可能です。
- ◆ 胴ベルト無しタイプを使用する場合は、個人ごとに使用している腰袋（工具袋）を着用することが出来るので、作業者の方は、胴ベルト無しタイプを使用することが多いと思われます。



（胴ベルト付きタイプ）



（胴ベルト無しタイプ）

Q6：胴ベルト型墜落制止用器具のランヤードにショックアブソーバは必須ですか？

- ◆ 胴ベルト型墜落制止用器具のランヤードにショックアブソーバの取り付けは必須ではありませんが、墜落制止用器具の規格に適合した製品を使用する必要があります。
- ◆ 写真のように、ショックアブソーバを取り付けたタイプや、巻き取りリール式のものがあり、上記の規格に適合していれば、どちらも使用可能です。



(ショックアブソーバ付きタイプ)



(巻き取りリール式タイプ)

Q7-1：フルハーネス型を着用する人は、全員特別教育の受講が必要ですか？

◆ 特別教育が義務付けられている作業条件は以下の内容に限定されます。

①高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難な場所。

②フルハーネス型墜落制止用器具を使用する作業。

◆ 法令上の特別教育受講の「義務有」と「義務なし」を下図で表します。

		作業床の設置が困難な場所での作業		作業床のある場所での作業	
	作業場所の高さ	フルハーネス型を使用	胴ベルト型を使用	端部、開口部に囲い、手すり等の設置が困難な作業床での作業	端部、開口部に囲い、手すり等の墜落防止設備のある作業床での作業
①	6.75m超	受講義務有			
②	6.75m以下 2.00m以上	受講義務有	受講義務なし	受講義務なし	
③	2.00m未満	受講義務なし	受講義務なし		

赤点線内は、フルハーネス型着用の義務がある作業範囲

Q7-2：フルハーネス型を着用する人は、全員特別教育の受講が必要ですか？ 「作業例をもとに、法令上の特別教育の受講義務の有無を図解します」

◆ 特別教育の受講義務がある作業とは？

◆ 労働安全衛生規則第36条1項41号

高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第十三条第三項第二十八号の墜落制止用器具をいう。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務。

◆ 次の資料から、具体的にどのような作業に特別教育が必要なのか、また、作業する高さによって使用する墜落制止用器具の種類はどれになるのかを表します。

フルハーネスを使用
するからと言って、
全員特別教育を受け
る必要はないんだ!!



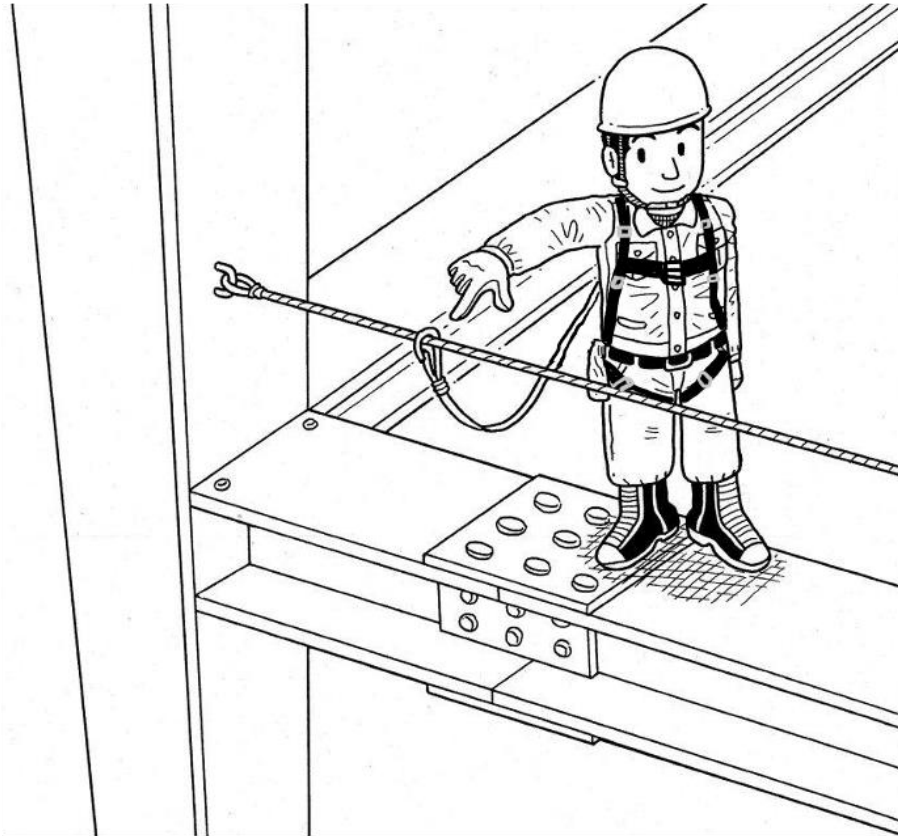
法令上、フルハー
ネス型の着用義務の
ある場所と、特別教
育の受講義務のある
場所は、同じじゃな
いんだよ。

墜落制止用器具の使用例 ①

No.	1	「赤字」法令に基づく内容
		「青字」ガイドラインに基づく内容

下記イラストの場合に
使用する
墜落制止用器具は

フルハーネス型

作業の 具体例	鉄骨工事		◎鉄骨造の建築物で、高さ10mの位置で鉄骨組み立て作業を行っている例。 ※高さ6.75mを超える箇所を行き来する場合はフルハーネス型を使用すること。
	鉄骨梁上での作業		
特別教育の該当有無	該当有り		
→ 赤枠部分が作業場所の高さによって必要となる墜落制止用器具の種類	6.75m 超え	「フルハーネス型」 (法的に使用義務有)	
	5.0m 以上	フルハーネス型or 胴ベルト型 どちらかで可 (ガイドラインではフル ハーネス型の使用を推奨)	
	2.0m 以上	胴ベルト型可 (法的に使用義務有)	
関係法律条文	- 労働安全衛生規則 第517条の5 3号(建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務) 事業者は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。 - 労働安全衛生規則 第518条2項(作業床の設置等) 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による 労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。		

墜落制止用器具の使用例 ②

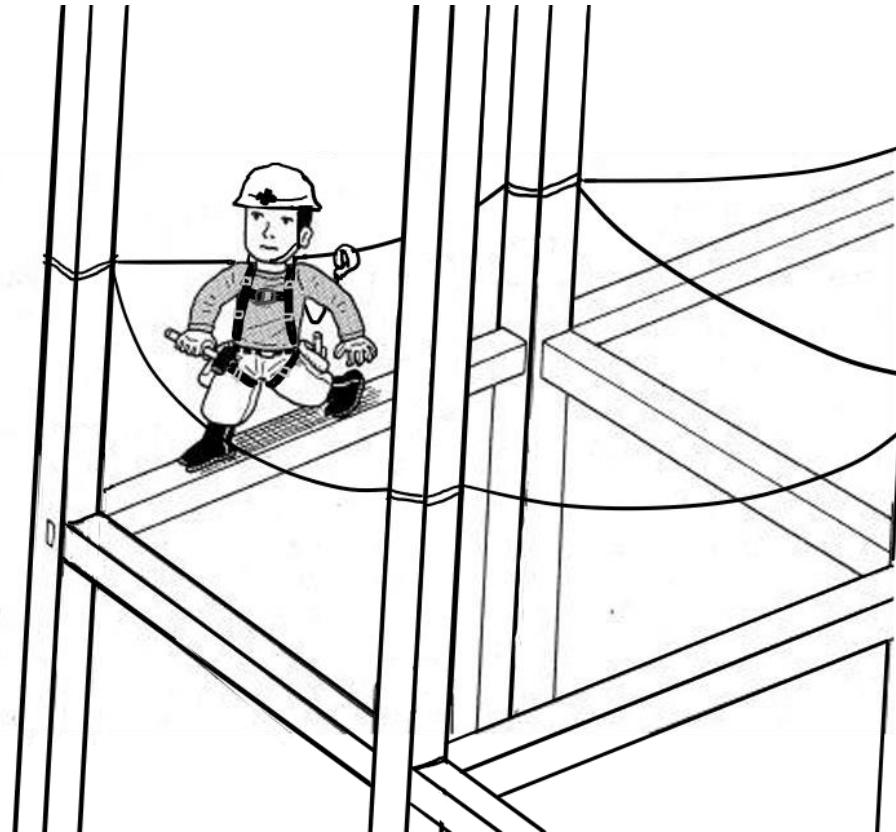
No.	2	「赤字」法令に基づく内容
		「青字」ガイドラインに基づく内容

下記イラストの場合に
使用する
墜落制止用器具は

フルハーネス型or
胴ベルト型

作業の 具体例	木造家屋建築工事	
	建て方作業	
特別教育の該当有無	該当有り	
→ 赤枠部分が作業場所の高さによって必要となる墜落制止用器具の種類	6.75m 超え	「フルハーネス型」 (法的に使用義務有)
	5.0m 以上	フルハーネス型or 胴ベルト型 どちらかで可 (ガイドラインではフル ハーネス型の使用を推奨)
	2.0m 以上	胴ベルト型可 (法的に使用義務有)

◎木造家屋建築現場において、高さ5.5mの梁上で建て方作業を行っている例。
※高さ6.75mを超える箇所を行き来する場合はフルハーネス型を使用すること。



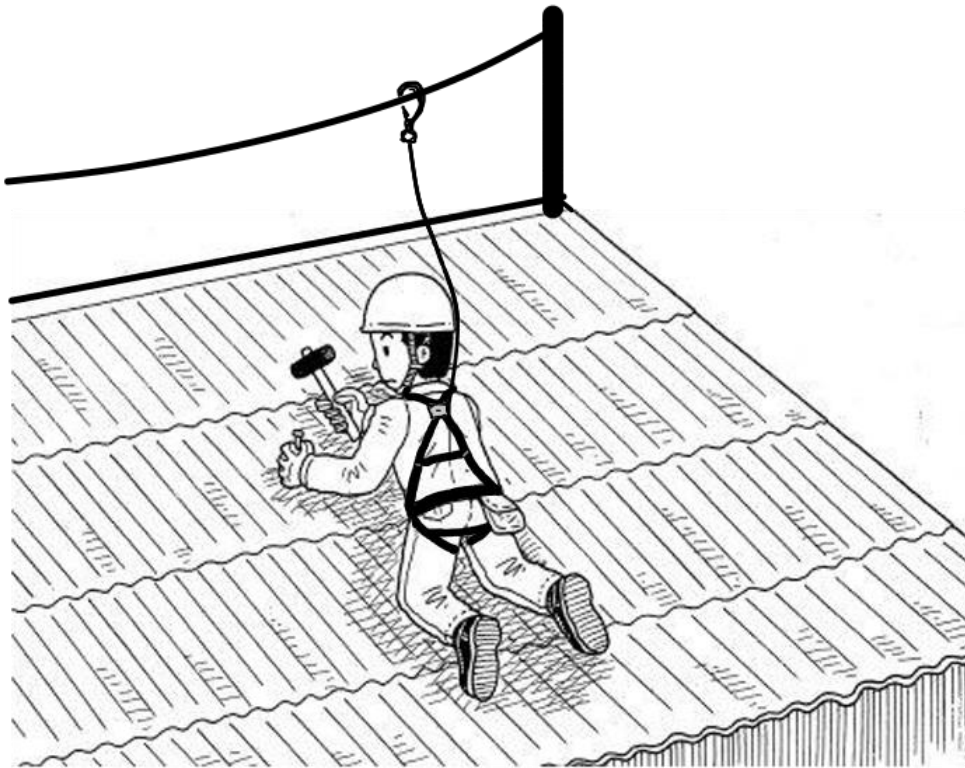
関係法律条文	- 労働安全衛生規則 第517条の13 3号（木造建築物の組み立て等作業主任者の職務）事業者は、木造建築物の組み立て等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。 - 労働安全衛生規則 第518条2項（作業床の設置等）事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

墜落制止用器具の使用例 ③

No.	3	「赤字」法令に基づく内容
		「青字」ガイドラインに基づく内容

下記イラストの場合に
使用する
墜落制止用器具は

フルハーネス型or
胴ベルト型

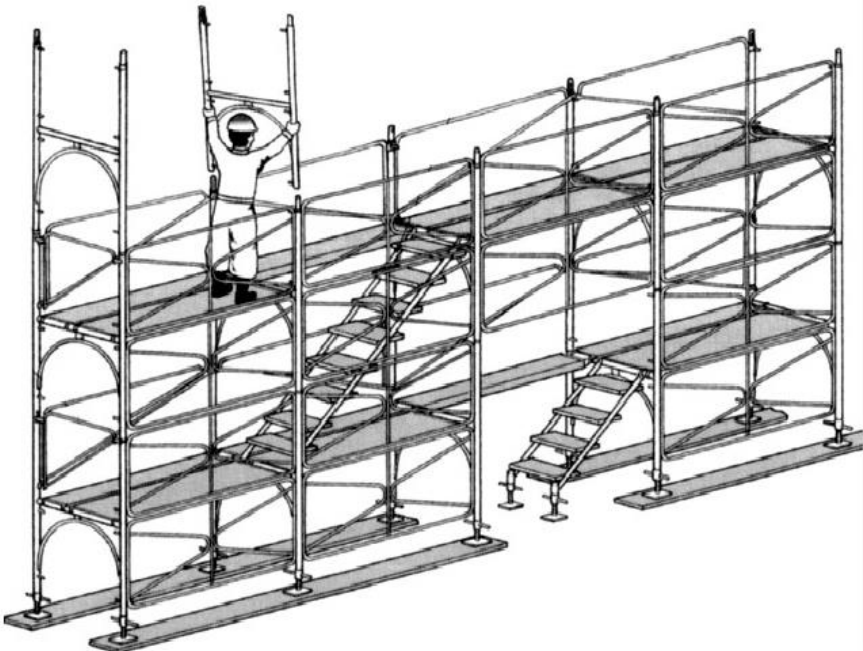
作業の 具体例	屋根工事		◎高さ6.5mの波板スレート屋根上で補修作業を行っている例。 ※高さ6.75mを超える箇所を行き来する場合はフルハーネス型を使用すること。
	波板スレート屋根上の補修作業		
特別教育の該当有無		該当無し	
→ 赤枠部分が作業場所の高さによって必要となる墜落制止用器具の種類	6.75m 超え	「フルハーネス型」 (法的に使用義務有)	
	5.0m 以上	フルハーネス型or 胴ベルト型 どちらかで可 (ガイドラインではフル ハーネス型の使用を推奨)	
	2.0m 以上	胴ベルト型可 (法的に使用義務有)	
関係法律条文		・労働安全衛生規則 第524条（スレート等の屋根上の危険の防止） ・事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。	

墜落制止用器具の使用例 ④

No.	4	「赤字」法令に基づく内容
		「青字」ガイドラインに基づく内容

下記イラストの場合に
使用する
墜落制止用器具は

胴ベルト型

作業の 具体例	仮設工事		◎高さ3.4mの位置で、作業床が常にある手すり先行工法の枠組み足場を組み立てている例。 ※高さ6.75mを超える箇所を行き来する場合はフルハーネス型を使用すること。
	枠組み足場の組み立て作業		
特別教育の該当有無		該当無し	
なる → 赤 墜 落 制 止 用 器 具 の 種 類	6.75m 超え	「フルハーネス型」 (法的に使用義務有)	
	5.0m 以上	フルハーネス型or 胴ベルト型 どちらかで可 (ガイドラインではフル ハーネス型の使用を推奨)	
	2.0m 以上	胴ベルト型可 (法的に使用義務有)	
関係法律条文		- 労働安全衛生規則 第564条1項4号ロ（足場の組立て等の作業）足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。 - 労働安全衛生規則 第566条4号（足場の組立て等作業主任者の職務）事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。四 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。	

墜落制止用器具の使用例 ⑤

No.	5	「赤字」法令に基づく内容
		「青字」ガイドラインに基づく内容

下記イラストの場合に
使用する
墜落制止用器具は



法的に使用義務無し

作業の 具体例	建設現場の管理業務	◎墜落防止措置である手すり等を付け終えた足場上で、高さ8.5mの足場内にて作業開始前に 足場を点検している例。
	足場の点検作業	

特別教育の該当有無	該当無し
-----------	------

→ 赤枠部分 が作業場所 の高さによっ て必要と なる墜落制 止用器具の 種類	6.75m 超え	胴ベルト型可 (法的に使用義務無し)
	5.0m 以上	胴ベルト型可 (法的に使用義務無し)
	2.0m 以上	胴ベルト型可 (法的に使用義務無し)



※ なお、仮設物の場合は、手すりや囲いが取り外されている場合があるため、現実的には墜落制止用器具の着用が必要と考えられます。

関係法律条文	- 労働安全衛生規則 第563条1項3号（作業床）墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。）を設けること。 - わく組足場（妻面に係る部分を除く。口において同じ。）次のいずれかの設備 (1)交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下の棧若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備 (2)手すりわく
--------	--

墜落制止用器具の使用例 ⑥

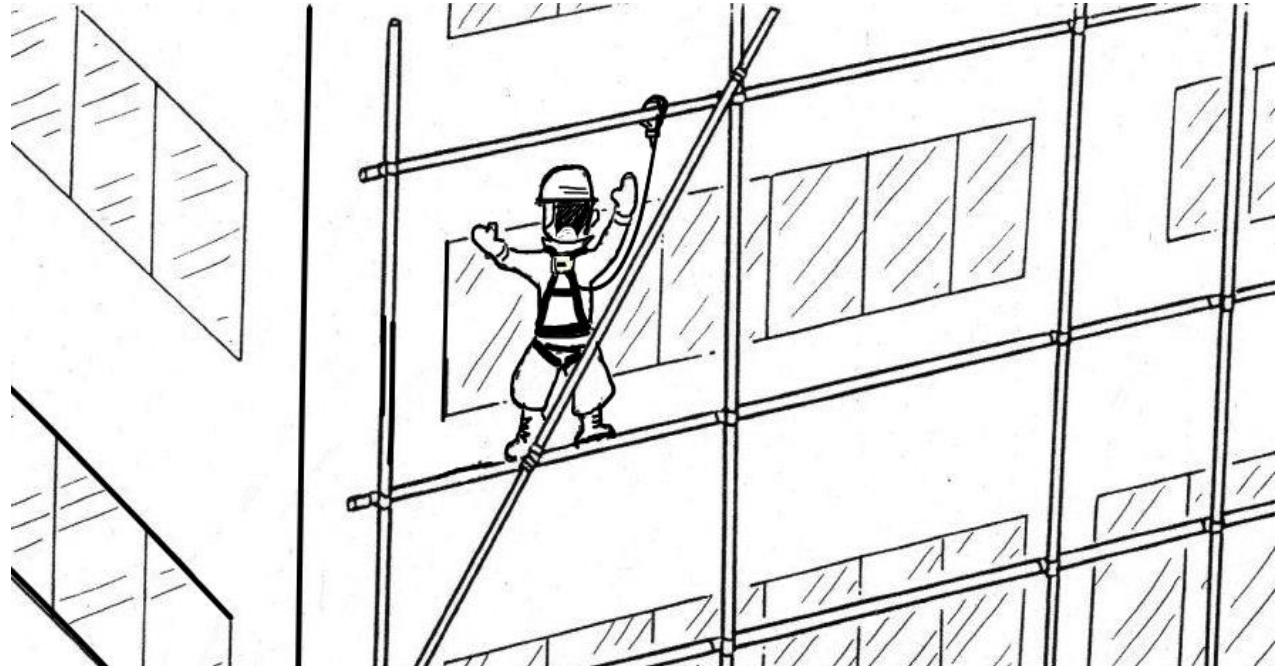
No.	6	「赤字」法令に基づく内容
		「青字」ガイドラインに基づく内容

下記イラストの場合に
使用する
墜落制止用器具は

フルハーネス型

作業の 具体例	外壁工事	
	コーキング作業	
特別教育の該当有無	該当有り	
→ 赤枠部分が作業場所の高さによって必要となる墜落制止用器具の種類	6.75m 超え	「フルハーネス型」 (法的に使用義務有)
	5.0m 以上	フルハーネス型or 胴ベルト型 どちらかで可 (ガイドラインではフル ハーネス型の使用を推奨)
	2.0m 以上	胴ベルト型可 (法的に使用義務有)

◎高さ7mの単管抱き足場上にて、コーキング作業を行っている例。



関係法律条文	- 労働安全衛生規則 第563条3項1号(作業床) - 第1項第3号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。 - 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置。
--------	---

墜落制止用器具の使用例 ⑦

No.	7	「赤字」法令に基づく内容
		「青字」ガイドラインに基づく内容

下記イラストの場合に
使用する
墜落制止用器具は

フルハーネス型or
胴ベルト型

作業の 具体例	高所作業車		◎高さ6mの位置で高所作業車のバケット内で作業している例。 ※高さ6.75mを超える箇所を上下する場合はフルハーネス型を使用すること。
	高所作業車バケット内の作業		
特別教育の該当有無	該当無し		
→ 赤枠部分が作業場所の高さによって必要となる墜落制止用器具の種類	6.75m 超え	「フルハーネス型」 (法的に使用義務有)	
	5.0m 以上	フルハーネス型or 胴ベルト型 どちらかで可 (ガイドラインではフル ハーネス型の使用を推奨)	
	2.0m 以上	胴ベルト型可 (法的に使用義務有)	
関係法律条文			・労働安全衛生規則 第194条の22（要求性能墜落制止用器具等の使用） ・事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。 ・前項の労働者は、要求性能墜落制止用器具等を使用しなければならない。

墜落制止用器具の使用例 ⑧

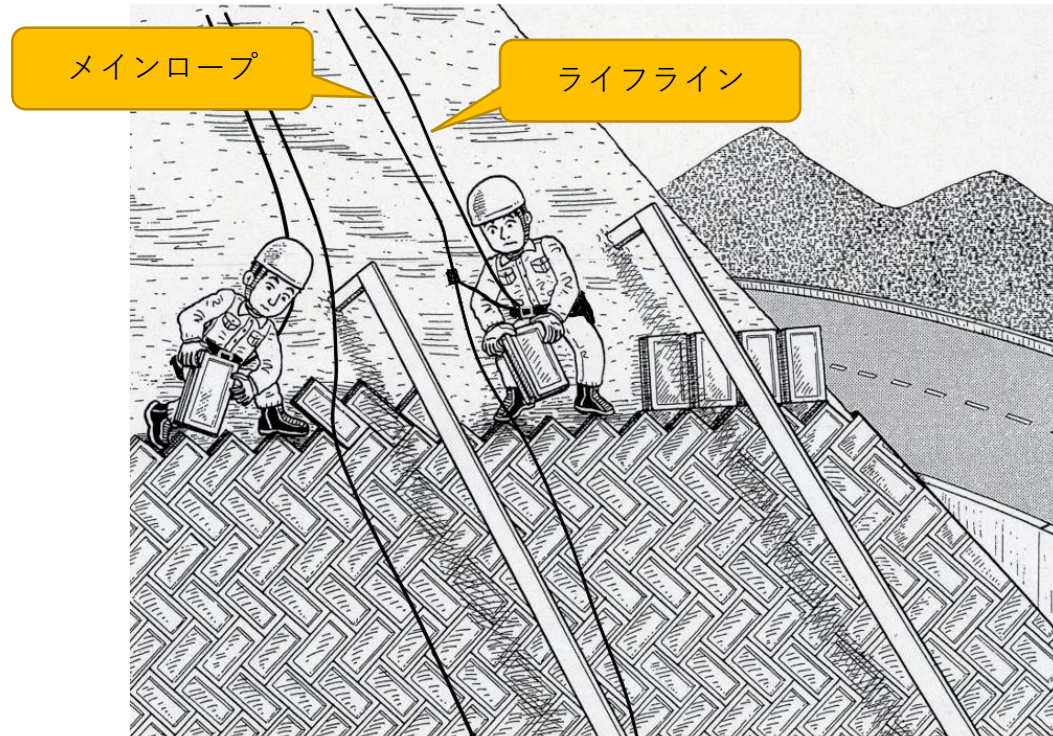
No.	8	「赤字」法令に基づく内容
		「青字」ガイドラインに基づく内容

下記イラストの場合に使用する墜落制止用器具は

メインロープに
ロリップ &
ライフライン
(胴ベルト型可)

作業の 具体例	ロープ高所作業	
	護岸工事における石積み作業	
特別教育の該当有無	安衛則36条40号の特別教育が必要	
→ 赤枠部分が作業場所の高さによって必要となる墜落制止用器具の種類	6.75m 超え	メインロープに ロリップ & ライフライン (フルハーネス型)
	5.0m 以上	メインロープに ロリップ & ライフライン (胴ベルト型可)
	2.0m 以上	メインロープに ロリップ & ライフライン (胴ベルト型可)

◎高さ2m以上の法面において、ロープ高所作業にて石積み作業を行っている例。



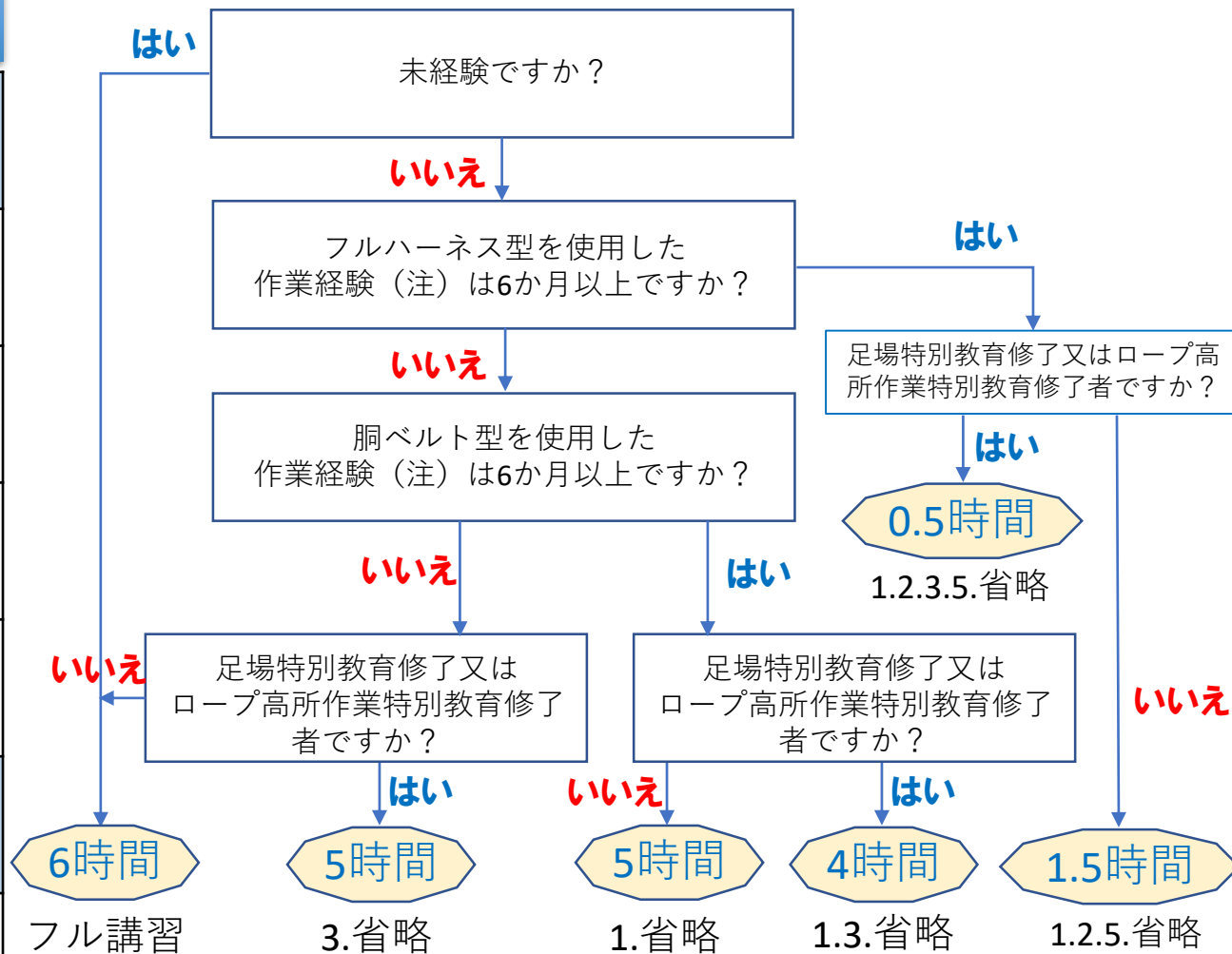
※当該作業は「ロープ高所作業」になるため、ハーネス型墜落制止用器具の特別教育ではなく、「ロープ高所作業」の特別教育が必要となり、墜落防止措置はメインロープにロリップの取り付けと、ライフラインを取り付ける必要があります。

関係法律条文	・第五百三十九条の七（要求性能墜落制止用器具の使用） ・事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させなければならない。 ・前項の要求性能墜落制止用器具は、ライフラインに取り付けなければならない。
--------	---

墜落制止用器具特別教育 受講省略条件フローチャート

フル講習の時間割

学科科目	時間
1. 作業に関する知識	1時間
2. 墜落制止用器具に関する知識	2時間
3. 労働災害の防止に関する知識	1時間
4. 関係法令	0.5時間
実技科目	時間
5. 墜落制止用器具の使用方法	1.5時間



（注）ここでいう作業経験とは、平成31年2月1日時点において「高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難な場所」での作業経験が6か月以上ある場合が該当します。

- ◆ 厚生労働省のホームページ内には「墜落制止用器具に係る質疑応答集」の閲覧や印刷が可能になっております。併せて、参考にして下さい。
- ◆ 質疑応答集のURL「<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000406617.pdf>」

ご安全に!!



この資料に関するお問い合わせ先
秋田労働局 健康安全課
TEL018-862-6683